

平成29年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成29年2月17日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小山栄治
7番 木村利晴
8番 石井孝昭
9番 桜田秀雄
10番 林修三
11番 山口孝弘
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小菅耕二
19番 小高良則

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 委 員 会 教 育 次 長	村 山 の り 子

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子

主任 主 事 醍 醐 文 一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成29年2月17日（金）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の一部変更
- 日程第4 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
- 日程第5 発議案の上程
 - 発議案第1号
 - 提案理由の説明
 - 委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第6 議案の上程
 - 諮問第1号
 - 議案第1号から議案第21号
 - 提案理由の説明
 - 諮問第1号
 - 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
 - 一般会計新年度予算審査特別委員会の設置、及び付託
- 日程第7 休会の件

○議長（小高良則君）

会議に先立ち、申し上げます。

湯浅祐徳議員はご病気により、1月5日、75歳にて永眠されました。湯浅議員は平成18年11月に初当選以来、議会運営委員会委員長、副議長等の要職を歴任された後、平成26年には八街市議会第23代議長に選出され、常に議会のリーダーとしてご活躍されました。謹んで故人のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷を行います。

全員ご起立願います。

○事務局

黙祷。

(黙 祷)

○事務局

どうぞお直りください。ご着席ください。

○議長（小高良則君）

次に、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

追悼の言葉。

執行部を代表いたしまして、故湯浅祐徳議員のご逝去を悼み、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

湯浅議員は平成18年11月に八街市議会議員に当選して以来、4期10年余りの長きにわたり、住民の代表として八街市の発展にお力を尽くされました。この間、議会運営委員会委員長、市議会副議長を歴任され、平成26年からは市議会議長に就任して、八街市議会の運営に力を注ぐとともに、平成23年10月からは佐倉市八街市酒々井町消防組合議会の副議長としてご活躍いただきました。特に、八街市の長年の悲願でありました榎戸駅整備実現のためにご尽力いただき、現在、平成31年の完成に向けて、工事が順調に進められているところでございます。健康が回復し、これからもますますご活躍いただけるものと考えておりましたのに、早過ぎる逝去に、誠に残念でなりません。ここに改めて故湯浅祐徳議員のご生前の偉業をたたえるとともに、安らかなご冥福と、ご遺族のご多幸を心からお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。

八街市長、北村新司。

○議長（小高良則君）

本日、平成29年3月第1回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、発議案1件、諮問1件、議案21件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成29年3月第1回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会

は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、議会運営委員についてです。

議会運営委員会委員が1名欠員となっていましたので、委員会条例第5条により、2月9日付で、石井孝昭議員を指名しました。

次に、会派誠和会より、1月6日付で、林修三議員を代表者にする届出がありました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、配付のとおりです。

次に、2月8日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告2件が、議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届出が廣森教育総務課長よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、加藤弘議員、新宅雅子議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件につきましては、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○林 修三君

それでは皆さん、おはようございます。

去る2月9日に議会運営委員会を開催し、平成29年3月定例会の会期等について、慎重に協議いたしました。その結果について、ご報告いたします。

3月定例会に上程される案件は、発議案1件、諮問1件、議案21件であります。

次に、一般質問の通告が、代表4人、個人12人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月16日までの28日間と決定いたしました。とりわけ、本3月定例会より、全議員による一般会計新年度予算審査特別委員会が4日間にわたり計画してあります。議会の円滑な運営のためにも、時間やルールを守り、中身の濃い充実した3月定例会となりますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小高良則君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から3月16日までの28日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。会期は28日間と決定しました。

日程第3、議席の一部変更の件を議題とします。

ただいまご着席のとおり、議席13番、川上雄次議員を議席12番へ、議席14番、林政男議員を議席13番へ、議席15番、新宅雅子議員を議席14番へ、議席16番、加藤弘議員を議席15番へ、議席17番、京増藤江議員を議席16番へ、議席18番、丸山わき子議員を議席17番へ、議席19番、小菅耕二議員を議席18番へ、議席20番、私、小高良則を議席19番へ、議席の一部をそれぞれ変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。ただいま、朗読したとおり、議席の一部変更をすることに決定いたしました。

日程第4、佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。以下、組合議員の選挙と略称します。

これより、組合議員の選挙を行います。選挙する組合議員は1名です。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議ありませんので、そのように決定しました。

組合議員に林修三議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した林修三議員を組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。ただいま指名しました林修三議員が組合議員に当選されました。

ただいま組合議員に当選されました林修三議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、組合議員の選挙の当選人と告知いたします。

日程第5、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○林 修三君

それでは、発議案第1号について、説明させていただきます。この件に関しましては、会派長会あるいは全員協議会、また議会運営委員会、2度にわたって慎重審議されてきた内容でございますが、ただいまより発議案第1号について、説明させていただきます。

八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の改定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年2月17日提出。

八街市議会議長、小高良則様。

提出者、八街市議会議員、私、林修三。賛成者、八街市議会議員、林政男議員。同じく、丸山わき子議員。同じく、新宅雅子議員。同じく、川上雄次議員。同じく、石井孝昭議員。同じく、木村利晴議員。

八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中、平成29年3月31日を平成30年3月31日に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行するものです。

これは、平成28年度までの時限措置として実施している、政務活動費議員1人あたり月額2万5千円から5千円を減額し2万円としているものを、本市の厳しい財政状況に対処する必要に鑑み、平成29年度においても減額措置を継続するため改正するものです。

以上で、発議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○桜田秀雄君

それでは若干、質問させていただきます。

政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例中、第1条の平成29年3月31日を平成30年3月31日までに改めるということですが、改正による影響額はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

○林 修三君

それについての具体的な資料を今は持っていないので、後で調べます。

○桜田秀雄君

影響額がわからないで提案するというのは、どういうことなんでしょうか。

もう一度、お願いします。

○林 修三君

114万円。

○桜田秀雄君

平成28年度予算の中で市の財政状況、そして職員給与等を考慮し、月額2万5千円の政務活動費を2万円とする条例を議員の発議として提案した経緯がございます。しかし、市財政は昨年度10億円の余剰金を出しており、職員の給料等も、さきの12月議会において改善策がとられております。政務活動費の特例条例を延長しなければならないという理由はないと、私は考えております。

また、私が議員になった平成19年以降、議員定数の削減、あるいは政務活動費の削減、そして議員研修費の削減や議長交際費の削減などで1千900万円余りの削減を通じて市に協力しているわけでありまして、これは北村市政になってからでも同じでありまして、北村市政以降でも900万円の削減をしながら、市に協力してきた。こういう経緯がございます。

そういう中で、提案する理由はないと思うんですが、この辺について、どうお考えですか。

○林 修三君

桜田議員のおっしゃることは大変よく理解できます。私も定数2名減等の頃から議員になっておりますので、大変その件については理解できるものでありますけれども、ただ、市の財政状況を考えますと、やはりまだまだ、例えば200億円余りの、これから予算案が提案されるわけですが、実際にそれを見ていきますと、市の単独事業としては、その中の3億円ぐらいにしか当たらない、大変厳しい状況の中でやりくりしていることが伺われます。いずれにしても市の財政状況は、財政調整基金が少しは戻ってきているものの、まだまだこれからやっていかなければいけない状況にあると判断されます。そういうことから考えますと、やはり少しずつ戻りつつあるものの、まだまだ厳しい状況は変わりません。

また、政務活動費につきましては、昨今の全国的な課題等にもなっております、見直し等、あるいは議員各位でいろいろと今後議論しなければいけない、そういった問題点が残っておりますけれども、現状としましては、昨年並みの2万円、5千円減の2万円ということでのやりくりでやっていきたいということで、考えております。

○桜田秀雄君

条例と予算の関係、この絡みは地方自治法の222条の1項に規定されておりますけれど

も、222条1項について、どのように見解をお持ちですか。

○林 修三君

この件に関しましては、昨年と同じ形で上程させていただいておりますので、今回もそれに伴って発議案として上程するものでございます。

○桜田秀雄君

条例を市長が提案する場合には、予算を伴う場合については、必要な予算上の措置を的確に講ぜられる見込みが得られるまでは、これを議会に提案してはならない。こういう規定がございませう。もちろん議員や委員会からも予算を提出することはできますけれども、例えば議員が提案した場合、予算との関係でかみ合わない場合がございませう。そういうことのないように、一応再議という方法はあるのですけれども、議会から提案する場合は当局とある程度は協議しておいた方がいいだろうという内容になっているのですけれども、この辺は当局と話し合い済みということではよろしいですか。

○林 修三君

その件に関しましては、一応当局と話し合いはあったということで、説明させていただきます。

また、この件に関しましては、先ほど議会運営委員会でも話し合いましたけれども、課題が多いので、今後、全議員がもっと早いうちに納得の上でこの予算を、政務活動費等について出せるようにしていこうというのが、今後の課題として残されております。

○桜田秀雄君

本来、条例と予算というものは表裏一体の関係にあると、私は思うんです。そういう意味では、この条例について、予算の前提は条例でございませうから、これは市長から出すべき問題ではないかと、私はこのように思うんです。

先ほども言いましたように、昨年度は確かに議会の方から発議しました。それは議会の方から率先して、こうすべきであろうというもとで出したわけでありませう。しかし今回は、昨年度の予算のセッションの中でさまざまな問題がありました、インターネットの問題等もありませう、そういう関係で、今は市長と議会との関係は疑心暗鬼の状況にあると、私は思っています。そういう状況の中で、なぜ議会側から、これを提案しなければいけないのか。その辺について、もう一度ご答弁をお願いします。

○林 修三君

その件に関しましては、先ほど申し上げましたように全員協議会も2回招集し、そしてまた議会運営委員会も2回、会派長会議等を経て、今回の運びになりました。桜田議員のおっしゃることも私はよく理解できますけれども、それは今後のための課題として、これから議員全体で議論していきたいと考えております。

○桜田秀雄君

私は、これには議会の尊厳の問題があると考えているのです。なぜ、こういう経緯があるのに、市長にへりくだらなければいけないのですか。議会から出すべき問題でもないでしょ

う。また、政務活動費は一人会派を含めて全ての会派に出されるもの、交付されるものです。議論の中でも話がありましたけれども、一部会派が反対しているのではないですか。なのに、なぜ出すのですか。政務活動費は、誠和会とか、会派だけではないです。特例で一人会派として認めると、こういう条例になっていて、一人会派にも出されているのです。全ての会派の了解を得る必要があるのではないですか。なぜ出すのですか。

○林 修三君

議会運営委員会の中で、私が、オブザーバーの桜田議員の発言を一応示させていただきましたけれども、最終的に議会運営委員会の中での議決は、議会運営委員会の構成メンバーと考えております。したがって、その意見は大変貴重でありましたけれども、今回の発言は議会運営委員会で決定したと解釈して、上程させていただきました。

○桜田秀雄君

私は納得できません。

以上、終わります。

○議長（小高良則君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。

最初に、反対討論の発言を許します。

○桜田秀雄君

それでは私は、政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例について、反対討論を行います。

政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例中、第1条、平成29年3月31日を平成30年3月31日までに改めるとのことですが、改正によって、その影響額はわずか80万円余りにすぎません。平成28年度予算の中で市財政状況、職員等の給与を考慮し、月額2万5千円の政務活動費を2万円とする特例条例を議員発議として提案した経緯がございます。しかし、市財政は昨年度10億円余の余剰金を出しており、職員の給料等も、さきの12月議会で改善策がとられております。政務活動費の条例を延長しなければならないという理由はありません。

条例案について市長が提案する場合は、予算を伴う場合は必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまで、これを議会に提案してはならないとされており、条例の提出と予算の提出は原則同時に提出することが求められています。本来、条例と予算は表裏一体のものであって、予算を伴わない条例は、または条例なき予算は実効性を有しません。予算の前提となる条例であることを考えれば、当然、市長が同時に提案すべきものと考えます。

また、議会における政務活動費減額の継続には、平成28年度の予算折衝の経緯もあって、賛否両論の意見があり、集約できずに会派持ち帰りとなった経緯があります。これは昨年度予算要求の過程で、ネット配信を、予算との絡みがあって、皆さんの意見が一致できなかったからであります。本来、政務活動費は一人会派を含む全ての会派に交付されるものであって、改正にあたっては全ての会派の合意に基づいて行われるべきであります。市長との信頼関係が崩れかかっている状況の中で、なぜ議会側から発議しなければいけないのか、私は納得できません。議会の尊厳を守る意味で、この条例案には反対いたします。

○議長（小高良則君）

ほかに討論はありませんか。

○林 政男君

私は、本条例について賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

ただいま桜田議員の方から反対討論がございました。桜田議員の認識だと、八街市の昨年度の決算は10億円以上の余剰金が出ているということでございました。したがって、八街市の今の財政状況においては、政務活動費を上げてでも何ら財政には影響しないというお話でした。この点に関しまして、私は非常に認識が違っております。

まず、八街市の財政でございますけれども、皆様もご存じのとおり、今年の一般会計20億3千万円、そのうちの公債費が約14.何パーセントなんですけれども、実質的に、ご存じのとおり、繰越滞納額が去年の決算で承認されただけで16億円あります。今年の見込みでは、それが減るということで15億円を計上しております。一般会計において、それだけありますから、5年の、累積不納欠損に近くなる、いわゆる滞納額は約30億円近くございます。これだけあるのに、10億円の余剰金が出たというのは、私の解釈の中では少なくとも、まだまだ八街市の財政は厳しい。しかも、市民税で72億円を今年は計上しておりますけれども、従来のペースでいうと約2億円が未納、未収になります。そんな中で10億円足らずの、実際、財調は10何億円ありますけれども、10億円足らずの余剰金で果たして八街市はこれから永続的にやっつけていけるのでしょうか。

これから、第2庁舎の取り壊しです。順次、今は3階の教育委員会も、今年の9月ですか、順次動いてきます。そうしたら、あれは取り壊しです。取り壊しの費用は今のところ捻出されていないのです。これから捻出しなければいけないのです。それから、こちらの庁舎も耐震化で、万が一、強度が不足していたら耐震補強をやらなければいけない。

そういうのを議員は全員、承知しているわけです。これからそれだけの、いろんな意味で予算が使われるのを知っている限り、私はやっぱり議員から率先して歳費、第2歳費とも言われていますけど、議員活動費は2万円で据え置くべきだというふうに思います。少なくとも据え置くべきだと思います。これを上げるには、さまざまな要因がありますけれども、少なくとも、今私が申し上げたように、30億円の滞納処理、この辺をクリアしていけないと、なかなか難しいと思います。

市は今年、厳しい財政の中で324万円の音響設備等の予算配置を入れました。私はこの

辺でも財政と議会担当者が随分折衝して、このような結果になったと思います。

いずれにしても、今の八街市の財政状況の中で、やっと職員の地域手当がゼロから1.5、3パーセントになったばかりなんです。職員ファーストなんです。だから、桜田さんの意見だと、議員は矜持を持って、威厳を持ってということなんですけれども、ある意味、同感できるところはありますけれども、現時点で、今日の時点では、政務活動費については2万円の現状を維持すべきということ、私の意見として申し上げさせていただきます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（小高良則君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

これから採決を行います。発議案第1号、八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小高良則君）

起立多数です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案の上程を行います。

諮問第1号及び議案第1号から議案第21号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号及び議案第1号から議案第21号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、平成29年3月第1回八街市議会定例会の開会にあたり、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、平成29年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただくとともに、平成29年度予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

私は、市長就任以来これまで、私たちのふるさとである八街の発展と、市民の皆様の福祉向上などに取り組むとともに、山積みされた行政課題解決に向け、さまざまな事業に取り組んでまいりました。我が国の人口は、今後、急速に減少することが予測されているところであり、本市におきましても少子高齢化の進展、若者の減少、地域の賑わいの喪失など、まさに先を見通した対応が必要不可欠であると考えております。そのためにも全身全霊を傾け、定住促進などに向けた取り組みを推進し、本市が目指す持続可能な社会の構築や、個性を活

かした街づくりの取り組みの実現に向け、邁進してまいりたいと思っております。

平成29年度は、私が市長に就任し7年目を迎え、さらに八街市が誕生して25周年を迎える年でもございます。今後も市民の皆様から、活力と希望にあふれ、誰もがこのまちに生まれてよかった、住んでよかったと実感していただけるような街づくりに全力で取り組んでまいり所存であります。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、さらなるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、長引くデフレからの脱却と経済再生を最重要課題とした政府の取り組みにより、最近の調査では、雇用環境の改善や設備投資の持ち直しの動きが見られるものの、国内経済の回復基調は弱く、この背景には、中国経済の減速やアメリカの保護主義的な通商政策に対する懸念など、世界経済における不安定要因とともに、国内の人口減少、少子高齢化といった複合的な問題に起因する、将来に対する国民の不安が原因と考えられております。

一方、地方においては、近年、東京の一極集中と地方の人口減少を食い止めるため、各自治体が、我がまちの地域の強みを活かしながら効果的な施策を展開し、多くの人々から住んでみたいまちとして選ばれ、成長を続けられるよう努力しております。

八街市の人口は、高度成長期以降、右肩上がりが増加してきましたが、国勢調査では、平成17年をピークに減少に転じ、現状においても減少傾向に推移しております。加えて高齢化の進展も著しく、現在の高齢化率は26.4パーセントと過去最高を記録し、今後ますます少子高齢化が進んでいくものと思われれます。このため本市では、人口の減少抑制・安定化並びに持続可能な社会の構築、個性を活かした街づくりに向けて、最上位計画であります八街市総合計画2015におきまして、人口減少・少子高齢化に対応した街づくりを主要課題と位置付けております。その対策といたしまして、快適な生活環境の整備、雇用の創出、子育て環境の充実、特色ある教育の推進、地域経済の活性化、我がまちの強みを活かした魅力発信などを重点施策として取り組んでまいります。

私は、かねてから、さまざまな機会を捉えて、地域連携、広域連携の必要性を訴えてまいりました。地域の活性化、地域経済力の強化には、自治体の枠組みを超えた連携が必要不可欠で、そのためには印旛郡市の広域連携や隣接市町との協力が重要であると考えております。

昨年、広域連携の一環として、八街市、富里市、酒々井町が連携して酒々井インターチェンジ周辺の活性化を進めるための協議会を立ち上げました。酒々井プレミアム・アウトレットでは約2千人の雇用が創出され、この中には八街市民の皆様も多く含まれております。今後、酒々井インターチェンジを中心に、さらにその波及効果を高めるために、効果的な交通アクセスの検討など、その活動を進めてまいります。

また、さきで開催されました印旛郡市広域市町村圏事務組合の首長会では、管内自治体の行政区域を越えた連携について議論し、多くの可能性がある中で、まずは各市町の魅力を活かし地域をつなぐ観光施策と、災害時に物資だけではなく人や情報も含めた相互支援のための災害時の基本協定を検討していくことといたしました。

さらに、ご案内のとおり、民間企業ではありますが、本市小谷流地区に、小谷流の里ドギ

ーズアイランドがプレオープンし、国内最大級の天然芝を敷き詰めたドッグランなど、愛犬同伴で遊びくつろぐ憩いの施設として、既に年間来場者数は10万人を越すほどの人気を博しております。観光資源の少ない本市にとりまして、小谷流の里ドギーズアイランドは、今後の本市観光の振興を図る上で、大変重要な施設になるものと考えております。

今後も市の基本計画、実施計画に基づき、着実に各種施策に取り組むとともに、広域連携、民間活力の活用により、将来都市像として「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平成29年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

本市の財政状況は、中長期的には生産年齢人口の減少に伴い、税収や地方交付税の減少が見込まれることに加え、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加など、一層厳しい財政運営が予測されます。このため、今回の当初予算編成では、引き続き非常に厳しい財政状況にあるとの認識のもと、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った通年型の予算として編成いたしました。

まず、歳入においては、財源の積極的な確保として、税負担の公平性の観点から市税の課税客体的確な捕捉や債権確保に努め、一層の収納率向上に取り組むこと、また国及び県補助金の確保や市有財産の有効活用に努め、新たな財源の創出・確保に取り組むことといたしました。

歳入の主なもののうち、市税では、新築家屋及び太陽光発電関連の固定資産税の増額などを見込み、前年度当初予算と比較して2.4パーセント増の72億557万4千円といたしました。地方交付税については、総務省の地方財政対策において、総枠が減額されていること、また個別項目ごとの算定等を考慮し、前年度当初予算と比較して4.5パーセント減の36億円といたしました。

次に、歳出にあたっては、徹底した経費の削減に努める一方で、現在実施している重点プロジェクトを継続しつつ、選択と集中の観点をもって、基本計画、実施計画に基づく施策を推進するとともに、行財政改革推進本部で決定した事項のうち、平成29年度当初予算に反映すべきものについてはこれを反映し、市民サービスの維持向上に留意した予算案といたしました。

なお、平成28年度に実施いたしました職員の地域手当1.5パーセントの削減につきましては、平成29年度予算では減額を行わないことといたしました。

歳出の主なものとして、人件費では42億480万9千円を計上いたしました。

扶助費につきましては、障害者自立支援給付事業等の増額により51億6千89万6千円を計上いたしました。

また、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計をはじめ、各会計への繰出金として20億9千284万9千円を計上し、歳入歳出予算の総額を前年度と比較して2.4パーセント増の203億7千万円といたしました。

今後とも、自主財源の確保や予算の効果的な配分と執行に努め、各種財政指標や市債残高

などに留意しつつ、計画的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、平成29年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って説明いたします。

まず初めに、便利で快適な街のための主な施策についてでございます。

本市の八街駅に次ぐ核として、榎戸駅整備事業を昨年度から開始いたしました。駅舎の橋上化、東西自由通路の新設、東西ロータリーの整備など、平成31年3月の完成を目途に工事を進めてまいります。榎戸駅が完成することにより、駅利用者や周辺住民の方々など、誰もが利用しやすい施設として整備されることにより、高齢者や障害のある方にも利用しやすいバリアフリー施設として生まれ変わるようになってまいります。

また、八街バイパスにつきましては、国道409号から八街市中央公民館前付近までが、暫定供用ではあるものの、来る3月22日に開通する予定となっております、全線開通まで残すところ国道409号から大木地先までの約500メートルになりました。この残り区間につきましても早期に全面開通が実現するよう、千葉県に対して引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

朝陽小学校前の交差点につきましては、平成28年度に改良に必要な用地取得が終了する予定で、平成29年度では、いよいよ道路拡張を伴う交差点改良工事に着手する予定でございます。現在の押しボタン式信号機から時差式信号機に変更することにより、児童の安全確保はもちろん、国道409号の交通量が多く、市道からなかなか国道に合流することができずに車輛の渋滞が発生しやすい現状が改善されることとなりますので、通行車輛の利便性等に大きく寄与するものと考えております。

このほかにも、道路整備事業費・道路排水施設整備事業費として、市内道路の改良、舗装修繕、排水工事などを進めることにより、歩行者や通行車輛の安全確保等に努めてまいります。

次に、2つ目の安全で安心な街のための主な施策についてでございます。

まず防犯体制の強化策として、八街駅南口に設置予定の防犯ボックスにつきましては、平成28年度に施設の設置に係る予算をご承認いただいたところでございまして、現在、平成29年4月の開設に向けて準備を進めているところでございます。駅南口への防犯ボックス開設によりまして、駅北側にある交番と連携を図ることにより、八街駅周辺一帯の一層の安全・安心の向上が図れるものと期待しているところでございます。

防災対策の充実・強化策として、市役所庁舎の改修等につきましては既に議会において説明したところでございますが、平成29年度予算では、第1庁舎の耐震改修工事の設計と、第2庁舎の教育委員会の事務室移転に係る予算を計上いたしました。近い将来、発生が懸念されている首都直下型地震等に対応するため、庁舎の耐震化を実施し、防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

また、災害対策基本法に基づく国の防災対策に関する基本計画である防災基本計画等が修正されたことを踏まえて、本市の地域防災計画を見直す必要が生じたことから、平成29年

度予算に地域防災計画修正に係る経費を計上いたしました。

さきにも触れましたが、地域の防災は広域による連携も大変重要であると考えております。具体的な検討はこれからであります。引き続き広域連携も視野に入れて、安全で安心な街づくりを進めてまいります。

次に、3つ目の健康と思いやりにあふれる街のための主な施策についてでございます。

子育て支援にかかる平成29年度の新規事業として、病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、お子さんを専用施設で一時的にお預かりする病後児保育事業や、核家族化の進展等により保護者の病気等、身近に頼る人がなく、預けたくとも預ける場所がない家庭を支援するため、一定期間、養育・保護を行う子育て短期支援事業を実施することといたしました。

待機児童解消対策として、平成29年度に開園予定の小規模保育事業所の施設整備に対して、経費の一部を補助することにより、子育て支援環境の充実を図ってまいります。小規模保育事業所の開設により、0歳児から2歳児までの19名の待機児童が解消される予定でございます。

現在、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートする地域包括支援センターを1カ所、市役所に設置、運営しております。高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など、さまざまな分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関として大変重要な役割を果たしております。平成29年度は南部地域にも地域包括支援センターを開設し、南部地域の皆様のより身近な窓口として高齢者の相談対応等を行い、高齢者支援体制の充実を図る予定でございます。

また、健康づくりの支援策として、国民健康保険に加入されている市民の皆様の負担軽減を図るため、脳ドック受診時における費用の一部助成を新規に開始いたします。

次に、4つ目の豊かな自然と共生する街のための主な施策についてでございます。

住環境の整備として、平成29年度では、将来にわたる市営住宅の適正な維持管理を目指し、対症的な保全・修繕ではなく、予防保全的な管理や改善の実施等、長期的な維持保全活動を行うことにより、安全で快適な住環境を確保し、長寿命化による更新コストの削減につなげるため、市営住宅長寿命化計画の策定を予算計上いたしました。

また、将来にわたる八街市水道事業の健全な財政運営を目的に、営業対策費補助を大幅に拡充することにより、経営基盤の強化を図ることといたしました。

資源循環型社会の構築に向けて、ごみの減量化や資源の有効利用の推進と市民のリサイクル意識の向上を図るため、資源ごみを適正に収集した団体等に奨励金を交付するリサイクル推進費を引き続き計上し、廃棄物の減量化等を推進してまいります。

地球温暖化防止、生物多様性保存等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援し、農業が本来有する自然環境機能の維持、増進を図るための環境保全型農業直接支援対策事業費につきましても、引き続き予算計上いたしました。

上砂地区の流末排水路の整備を進め、排水機能の向上を図ることにより、農地等の環境保

全も進めてまいります。このほか、公共下水道の普及や小型合併処理浄化槽の普及による公共用水域の水質汚濁防止、不法投棄の防止に向けた環境づくりなど、豊かな自然と共生する環境保全施策を引き続き推進してまいります。

次に、5つ目の心の豊かさを感じる街のための主な施策についてでございます。

学校教育の充実についてでございますが、今日、タブレット端末を教育現場に導入する教育機関が急速に増えてきています。本市におけるICT教育には、従来、コンピューター室に備え置かれたデスクトップ型パソコンで授業を行ってききましたが、パソコンの更新時期を迎えたことにより、ICTの特徴をより活かした学習を可能とするため、機能的に優れ、軽量で持ち運びも可能なタブレット端末に更新し、児童・生徒の教育環境の充実を図ってまいります。平成29年度は市内小中学校13校のうち7校を更新し、残り6校につきましては、既存パソコンの更新時期を勘案し、同様にタブレット端末に移行できるよう、検討してまいりたいと考えております。

八街市の学力は県内平均を下回っており、学力の底上げは本市義務教育における非常に重要な課題となっております。そこで、中学1・2年生を対象として、学校や学年全体の学力の底上げを図るという観点から、今までの学習のつまづき点をなくす復習重点型の学力テストを導入するための予算を計上いたしました。

また、私の公約の重点項目の1つである市内小中学校の空調設備の整備でございますが、平成29年度から2カ年をかけて川上小学校にエアコンを導入するため、新年度予算では設置工事に係る設計業務を計上いたしました。今後も順次、各小・中学校にエアコンを導入し、学習環境の整備を進めることによりまして、学校生活やスポーツを通じて豊かな心を育む教育を進めてまいります。

次に、6つ目の活気に満ちあふれた街のための主な施策についてでございます。

先ほども触れましたとおり、地域の賑わいを取り戻すためには、本市の喫緊の課題であります人口減少対策とともに、農・商・工業のバランスのとれた産業の活性化と雇用対策が必要不可欠でございます。

地域資源を活かした産業振興策として、平成27年度から開始し、大変好評を博した八街市農業体験ツアー事業につきましては、八街市のPR効果も大きいことから、引き続き平成29年度においても実施してまいります。

農業に興味のある都市部の方を対象とした、本市の農業を実際に体験してもらう農業体験インターンシップ事業については、千葉大学園芸学部との連携など、平成29年度では、さらに対象範囲を拡大して実施したいと考えております。これは千葉大学の学生が単位を取得できるカリキュラムの1つとして、インターンシップ事業を取り入れてもらうことにより、本市農業を知ってもらうための機会づくりになることを期待するものであり、今後、千葉大学側と協定締結に向け、準備をしてまいります。

さらに、市民の雇用対策や税収増につなげるため、広域連携の一環として引き続き、酒々井インター周辺活性化協議会において周辺活性化対策を検討していくほか、企業の市内誘致

の促進につきましても、いまだ実現には至っておりませんが、今後、積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。

観光対策では、平成29年度は商工課を商工観光課に名称変更し、八街市の観光振興に一層努めてまいります。このほか、農業後継者対策事業費、商店街振興事業費、商工業振興費につきましても、引き続き新年度予算に計上し、各産業の振興を図ってまいります。

次に、7つ目の市民とともにつくる街のための主な施策についてでございます。

市民社会の成熟化に伴い、行政に頼るだけでなく、自分たちのまちは自分たちでつくっていかうという市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、その中では、市民と一緒に街づくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。社会状況の変化などから、これからの街づくりは、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなで力を合わせて行っていく必要があります。このことから、本市では一層の市民協働を進めていくため、平成29年度に市民協働推進課を設置して、市民協働による街づくりのさまざまな取り組みを積極的に進めてまいります。平成29年度予算では、市民協働についてわかりやすく説明したパンフレットを作成し、市民協働について一層の周知をしつつ、市民の皆様の理解を深めてまいります。

また、ふるさと応援寄附金につきましても、今後、さらに八街市特産品のPRを兼ねて、多くの方から八街市の街づくりを応援していただけるよう、一層の努力をしてまいります。

最後に、8つ目の市民サービスの充実した街のための主な施策についてでございます。

平成29年度の新規事業として、八街市公式ホームページのリニューアルを行うための予算を計上いたしました。本市のホームページにつきましては、議会や市民の皆様から、もっと見やすく使いやすいホームページにしてほしいとの要望を受けております。昨年4月に施行された障害者差別解消法等においても、高齢者や障がい者を含む全てのウェブ利用者に配慮した環境の整備を求められているところでもあることから、平成29年度中に市ホームページのサイト構造の見直しなど、リニューアルに向けた作業を実施いたします。

また、広報やちまたにつきましても、主に新聞折込により各家庭に配布しているところですが、ご案内のとおり、新聞未購読世帯への対策は、本市における懸案となっております。議会においてさまざまなご意見を頂戴しているところですが、広報やちまたを新聞折り込みで配布できない家庭に対する対策として、スマートフォンの専用アプリを使用して閲覧できる広報やちまたの電子配信の予算を計上しました。これによりまして広報やちまたや議会だよりなど、市政情報を幅広く周知することが可能となることから、市民と行政が正確な情報を共有できるようになるものと期待しているところでございます。

以上、平成29年度の主な施策につきまして説明させていただきました。さきにも触れましたとおり、平成29年は本市の市制施行25周年にあたります。市制施行以降、市の最上位計画である八街市総合計画等をもとに八街市の街づくりを進めてまいりましたが、四半世紀が過ぎた現在、残念ながら市民の皆様から十分満足いただけるだけの街づくりができた

は考えておりません。しかし、私は市長として、不十分な点は認識しつつ、今後、将来に向けてどうしたら市民の満足度を上げていけるのか、そのためには何が必要で、八街市を次の世代に引き継ぐため何を優先していくのか、限られた予算の中での困難な選択ではございますが、将来を見据えた街づくりは、私たち今の市政を預かる者の責務でもあると考えております。今から10年、20年先の八街市のために今から種をまき、着実に前進させていかなければならないと考えております。

以上、市政運営に関する私の所信の一端につきまして、ご説明させていただきました。ここに改めまして、市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。平成29年度の市政の運営方針といたします。

続きまして、本定例会に提出させていただきました各議案について、ご説明いたします。

本定例会に提出いたしました議案は、人事案件1件、条例の改正8件、市道路線の認定1件、平成28年度一般会計補正予算、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算、平成28年度介護保険特別会計補正予算、平成28年度下水道事業特別会計補正予算、平成28年度水道事業会計補正予算、平成29年度各会計予算の合計22議案でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

これは、尾高幸子氏の任期が平成29年6月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことを踏まえ、本市においても勤務時間、休暇等及び育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護休業の分割取得、介護時間休暇制度の新設並びに一般職非常勤職員の育児休業等制度の導入など、所要の改正を行うものでございます。

議案第2号は、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第3号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この議案第2号及び議案第3号は、平成22年度以降、未改定であった市議会議員及び特別職の期末手当について、一般職及び近隣市の動向を踏まえて見直しを行うもので、平成29年度以降支給分の期末手当について、0.1月分増額し、年3.95月分とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号は、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、特別職等の給与等について、本市の厳しい財政状況を考慮して平成15年度から削減を実施しており、今年度も市長5パーセント、副市長及び教育長2パーセントの削減を実施しているところです。特例条例による期間は今年度限りとなっており、また、全庁的な財政健全化に向けた取り組みにより、本市の財政は、わずかながらに改善の兆しが見られるところですが、依然として厳しい状況が続くことから、来年度においても引き続き今年度と同様の削減を実施することとし、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、一般職の職員の管理職手当等につきまして、議案第4号と同様に、厳しい財政状況を勘案し平成19年度から20パーセントの削減を実施しておりますが、本市の財政状況は財政推計等から鑑みて、当面は厳しい状況が続くと見込まれることから、来年度においても引き続き今年度と同様の削減を実施することとし、所要の改正を行うものでございます。

議案第6号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、地方税法の一部改正に伴い、主に個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長及び軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備等が改正されたことにあわせ、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、改良土での埋立て等による地下水汚染や農地造成による当該農地の汚染及び周辺の農地被害を防止するため、改良土による埋立ての規制など、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政組織の改正により、経済環境部商工課を経済環境部商工観光課に、課等の名称を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、市道路線の認定についてでございます。

これは、寄附及び開発行為により帰属を受けた道路について、住宅の増加に伴い、交通量も増加し、公共性も高くなってきたことから、新たに八街字笹引地先の市道六区27号線ほか、17路線を市道として認定するものでございます。

議案第10号は、平成28年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から9千264万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を205億932万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金106万9千円、寄附金514万円、繰越金1億3千686万8千円、市債870万円を増額し、国庫支出金6千136万1千円、県支出金

1千746万円、繰入金1億5千852万9千円、諸収入707万2千円を減額することが主なものでございます。

歳出につきましては、総務費が、業務系増設パソコン設定業務の事業費の確定による減額などにより、954万2千円の減。

民生費は、児童手当や児童扶養手当などの減額により、9千602万1千円の減。

衛生費は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費や健康増進事業費の委託料等の各事業費を減額したことなどにより、2千984万8千円の減。

農林水産業費は、新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業費や農業後継者対策事業費を減額したことにより、1千493万3千円の減。

土木費は、榎戸駅整備事業費や下水道事業特別会計繰出金等を減額することにより、72万9千円の減。

消防費は、佐倉市八街市酒々井町消防組合への分担金が減額することにより、214万9千円の減。

教育費は、八街北小学校非構造部材耐震改修工事や、放課後子ども教室の備品購入費などが増額したことにより、3千299万8千円の増とすることが主なものでございます。

繰越明許費につきましては、平成28年度予算に計上した事業のうち6事業について、年度内の完了が見込めないことから計上したものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、追加する債務負担行為は、業務委託に関するもの3件、利用料に関するもの2件、物品等の賃借に関するもの1件でございます。

地方債の補正につきましては、追加1件、変更5件で、地方債限度額の合計を870万円増額するものでございます。

議案第11号は、平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

この補正予算は、既定の予算に4千486万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を120億7千761万2千円とするものでございます。歳入につきましては、前期高齢者交付金3千31万6千円の増、一般会計からの繰入金を1千455万円増額するものであり、歳出につきましては、諸支出金を4千486万6千円増額するものでございます。

議案第12号は、平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に958万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1千327万8千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料1千45万4千円、繰越金253万7千円を増額し、繰入金340万5千円を減額するものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金818万4千円、諸支出金140万2千円を増額するものでございます。

議案第13号は、平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に899万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億3千663万1千円とするものでございます。歳入につきましては、主に国庫支出金584万

9千円、支払基金交付金135万4千円、県支出金60万4千円、繰入金113万8千円を増額するものでございます。歳出につきましては、総務費522万4千円、地域支援事業費483万8千円を増額し、基金積立金106万7千円を減額するものでございます。繰越明許費につきましては、年度内の完了が見込めない1事業について、計上したものでございます。

議案第14号は、平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から2千702万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8千783万3千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金660万円、繰入金22万9千円、市債2千20万円を減額するものでございます。歳出につきましては、下水道事業費2千702万9千円を減額するものでございます。債務負担行為の補正につきましては、変更する債務負担行為は、業務委託に関するもの1件でございます。地方債の補正につきましては、変更4件で、地方債限度額の合計を2千20万円減額するものでございます。

議案第15号は、平成28年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算に131万5千円を増額し、総額を10億4千178万4千円とするものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算から14万3千円を減額し、総額を4億582万3千円とするものでございます。

議案第16号から議案第21号までは、平成29年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては、先ほど説明いたしましたが、詳細につきましては、後ほど各担当部課長から説明いたします。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（小高良則君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時35分）

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（武井義行君）

それでは、議案第16号、平成29年度八街市一般会計予算につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付してございます、平成29年度八街市一般会計予算書の5ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ203億7千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、6ページから11ページまでの第1

表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出の予算の総額を前年度と比較いたしますと、4億7千万円、2.4パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を12ページから13ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定によりまして、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を14ページの第3表地方債によるものとしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものでございます。

第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容につきまして、ご説明いたします。

6ページ、第1表歳入歳出予算をごらんください。

初めに、歳入予算につきまして、ご説明いたします。

1款市税につきましては、72億557万4千円、歳入全体の35.5パーセントを占めているものでございます。前年度と比較いたしますと1億7千57万2千円、2.4パーセントの増を見込んだところでございます。これにつきましては、新築家屋分及び償却資産分の固定資産税の増額等により、市税全体で増額を見込んだものでございます。

次に、2款地方譲与税につきましては1億8千400万円で、前年度と比較いたしまして1千900万円、11.5パーセントの増となっております。なお、ただいま説明いたしました2款から11款につきましては、総務省からの地方財政対策の概要及び県からの財政情報等を考慮し、積算したものでございます。

次に、3款利子割交付金につきましては800万円で、前年度と比較いたしまして100万円、14.3パーセントの増となっております。

4款配当割交付金につきましては5千万円で、前年度と比較いたしまして700万円、12.3パーセントの減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、4千700万円で、前年度と比較いたしまして200万円、4.4パーセントの増となっております。

6款地方消費税交付金につきましては、10億8千400万円で、前年度と比較いたしますと3千400万円、3.2パーセントの増となっております。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては1千600万円で、前年度と比較いたしますと100万円、6.7パーセントの増となっております。

7ページにまいりまして。

8款自動車取得税交付金につきましては5千600万円で、前年度と比較いたしまして1千100万円、24.4パーセントの増となっております。

9 款地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に係る減収分の見込交付分として2千900万円、前年度と比較いたしまして200万円、7.4パーセントの増となっております。

次に、地方交付税につきましては36億円で、前年度と比較いたしますと1億7千万円、4.5パーセントの減となっております。このうちの普通交付税につきましては、平成28年度交付額が約36億4千600万円となる見込みですが、平成29年度につきましては、昨年末の総務省における地方財政対策におきまして、対前年度マイナス2.2パーセントが示されたこと、さらに基準財政収入額における市税、各種交付金等の伸び、基準財政需要額におけるクリーンセンター起債償還終了による減を加味し、平成29年度の当初予算につきましては34億3千万円を見込んだものでございます。なお、特別交付税につきましては、平成28年度当初予算と同額を見込んでおります。

次に、11 款交通安全対策特別交付金につきましては800万円で、前年度と同額を見込んでおります。

12 款分担金及び負担金につきましては1億9千10万7千円で、前年度と比較いたしますと247万6千円、1.3パーセントの減となっております。これにつきましては、北総中央用水土地改良区総代選挙費負担金の減、一時保育負担金等児童福祉費負担金の減、私立保育園負担金の増等によるものでございます。

13 款使用料及び手数料につきましては3億88万8千円で、前年度と比較いたしますと218万3千円、0.7パーセントの増となっております。これにつきましては、児童クラブ保育料の増、幼稚園使用料の減、事業系一般廃棄物処理手数料の増等によるものでございます。

14 款国庫支出金につきましては、35億7千440万9千円で、前年度と比較いたしますと2億9千183万4千円、8.9パーセントの増となっております。これにつきましては、児童手当負担金が減額となっているものの、榎戸駅関連の社会資本整備総合交付金をはじめ、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、生活保護費負担金等が増加したことによるものでございます。

15 款県支出金につきましては、14億5千983万1千円で、前年度と比較いたしますと1千860万7千円、1.3パーセントの増となっております。これにつきましては、千葉県知事選挙、参議院議員選挙執行委託金の減額に対し、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、安心こども基金事業費補助金等の増によるものでございます。

続きまして、8 ページをご参照ください。

16 款財産収入につきましては1千278万円で、前年度と比較いたしますと132万5千円、11.6パーセントの増となっております。これにつきましては、自動販売機用建物等貸付に伴う行政財産貸付収入の増によるものでございます。

17 款寄附金につきましては、落花生の郷やちまた応援寄附金といたしまして、対前年度

比500万円、125パーセント増の900万円を見込みました。

18款繰入金につきましては、4億3千901万7千円で、前年度と比較いたしますと9千410万1千円、17.7パーセントの減となっております。これにつきましては、財政調整基金からの繰入額を、前年度の5億円から、1億735万円減としたことが主な要因でございます。

19款繰越金につきましては、前年度と同額の1億円としております。

20款諸収入につきましては5億8千199万4千円で、前年度と比較いたしますと805万6千円、1.4パーセントの増となっております。これにつきましては、市税延滞金の増、給食費の減、雑入の増等によるものでございます。

21款市債につきましては、14億1千440万円で、前年度と比較いたしますと1億7千600万円、14.2パーセントの増となっております。これにつきましては、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化工事関連が2億8千920万円、防災・減災対策関連が5千910万円となっているほか、普通交付税の補填的措置であります臨時財政対策債9億円を計上いたしました。なお、平成29年度の起債依存度につきましては、6.9パーセントとなっております。

歳入予算の説明については、以上でございます。なお、詳細につきましては、51ページから73ページをご参照いただきたいと思います。存じます。

続きまして、歳出予算につきまして、ご説明いたします。

9ページをごらんください。

1款議会費につきましては、2億692万1千円の計上でございます。これにつきましては、議員欠員に伴います報酬等787万4千円の減、議会録音システム改修工事324万円の増等により、対前年度比210万9千円、1.0パーセントの減となっております。

次に、2款総務費につきましては、対前年度比24万4千円減の19億3千602万1千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、第1庁舎耐震補強工事設計業務1千69万2千円、また減額の主なものといたしましては、第3庁舎改修工事1千600万円、不動産鑑定業務1千600万6千円、固定資産評価基礎資料作成業務1千231万2千円、千葉県知事選挙及び参議院議員選挙費4千437万4千円などでございます。

3款民生費につきましては、対前年度比1億7千824万円、2.1パーセント増の8億8千678万9千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、障害者自立支援給付事業1億362万2千円、地域型保育給付費負担金3千455万5千円、私立小規模保育事業所施設整備事業2千937万9千円、家庭的保育運営委託事業3千533万8千円、南部地域包括支援センター整備工事1千282万9千円、後期高齢者医療事業費3千146万3千円などでございます。また、減額の主なものといたしましては、児童手当及び児童扶養手当6千696万8千円、介護保険特別会計繰出金1千150万2千円、国民健康保険特別会計繰出金9千221万4千円などでございます。

4款衛生費につきましては、対前年度比4千833万7千円、2.2パーセント増の22

億973万3千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、市上水道営業対策費補助金4千500万円、子ども医療費619万6千円、健康づくり増進計画策定事業費526万4千円、焼却処理施設運転管理システム更新1億2千万円、ごみ焼却処理施設管理業務2千179万9千円などがございます。また、減額の主なものといたしましては、予防接種委託費1千180万4千円、印旛衛生施設管理組合分担金8千649万9千円、八富成田斎場運営費負担金973万6千円、処分場管理運営費・光熱水費2千796万9千円などがございます。

5款農林水産事業費につきましては、対前年度比1千429万7千円、5.9パーセント増の2億5千744万2千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、農業後継者対策事業費625万円、弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金767万3千円、青年就農給付金525万円などがございます。また、減額の主なものといたしましては、新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業補助金694万5千円、印旛沼土地改良区事業補助金326万3千円などがございます。

6款商工費につきましては、1億2千380万1千円の計上でございます。これにつきましては、落花生の新品種のPRに伴う商工業振興費105万3千円、観光農業推進費168万2千円の増等により、対前年度比55万6千円、0.5パーセントの増となっております。続きまして、10ページをごらんください。

7款土木費につきましては、対前年度比5億7千112万4千円、52.8パーセント増の16億5千188万3千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、上砂地区流末排水路整備工事1千万円、市営住宅長寿命化計画策定業務767万9千円、住宅施設整備事業費818万円、榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化工事委託業務4億9千702万3千円、北側地区土地区画整理前暫定調整池埋立工事1千円、下水道事業特別会計繰出金2千325万2千円などがございます。また、減額の主なものといたしましては、道路台帳補正業務864万円、都市計画基礎調査業務443万9千円などがございます。

8款消防費につきましては、対前年度比2億532万4千円、13.9パーセント減の12億7千122万円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合分担金3千62万2千円などがございます。また、減額の主なものといたしましては、防災行政無線デジタル化整備工事2億797万2千円、消防機庫建設工事及び消防自動車購入費3千655万2千円などがございます。

9款教育費につきましては、対前年度比1千470万7千円、0.8パーセント減の18億8千526万3千円の計上でございます。増額の主なものといたしましては、実住小学校屋根改修工事1千12万3千円、八街中央中学校屋内運動場床改修工事1千975万4千円、川上小学校空調設備設置工事設計業務421万2千円、小学校・中学校教育用コンピュータ賃借1千529万3千円、教育支援体制整備事業322万2千円、学校給食調理業務1千992万5千円、スポーツプラザ外灯改修工事3千万円、郷土資料館改修工事400万円などがございます。また、減額の主なものといたしましては、八街中学校避難階段設置工事及び

管理費 2 千 4 1 8 万 2 千円、発達障害早期継続支援事業 5 2 6 万円、中央グラウンド夜間照明施設塗装塗替工事 9 3 9 万 2 千円、中央公民館受変電設備更新工事及び設計・管理費 3 千 3 7 万 9 千円、学校給食賄い材料費 1 千 1 2 2 万 9 千円、スポーツプラザ玄関ホール・ラウンジ空調設備改修工事 9 8 2 万 8 千円などがございます。

1 1 款公債費につきましては、対前年度比で元金分が 8 千 9 3 6 万 8 千円、利子分が 3 千 5 5 万円、合計で 1 億 1 千 9 9 1 万 8 千円、5. 7 パーセント減の 1 9 億 9 千 1 2 3 万 1 千円の計上でございます。

歳出予算の説明につきましては、以上でございます。

歳出の詳細につきましては、7 7 ページから 2 6 5 ページをご参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、平成 2 9 年度八街市一般会計予算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（小高良則君）

会議中ですが、昼食のため休憩します。

(休憩 午前 1 1 時 5 5 分)

(再開 午後 1 時 1 0 分)

○議長（小高良則君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（山本雅章君）

それでは、議案第 1 7 号、平成 2 9 年度八街市国民健康保険特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 9 ページをごらんください。

平成 2 9 年度当初予算の総額は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 1 1 4 億 6 千 6 7 8 万円と定めるものでございます。前年度と比較しますとマイナス 2 億 3 千 4 7 5 万 1 千円、2. 0 パーセントの減となります。

第 2 条の一時借入金は、一時借入をしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を 1 5 億円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用について、定めるものでございます。

それでは、2 0 ページをごらんください。

初めに、歳入ですが、1 款国民健康保険税は 2 5 億 4 千 7 1 2 万 1 千円で、前年度と比較しマイナス 2 千 8 0 6 万 4 千円、1. 1 パーセントの減となり、これは医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分としての保険税でございます。

2 款国庫支出金は 2 5 億 8 千 3 7 4 万 2 千円で、前年度と比較しマイナス 7 千 7 2 7 万 8 千円、2. 9 パーセントの減となり、主なものは療養給付費負担金、後期高齢者支援金、高額医療費共同事業医療費拠出金などに対する国の負担分でございます。

3款療養給付費交付金は2億2千649万8千円で、前年度と比較しマイナス4千768万5千円、17.4パーセントの減となり、内容は退職被保険者の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

4款前期高齢者交付金は19億9千903万2千円で、前年度と比較しプラス3千554万1千円、1.8パーセントの増となり、これは社会保険診療報酬支払基金が各保険者から加入者数に応じて納付金として徴収し、これを各保険者に配分するものでございます。

5款県支出金は6億338万9千円で、前年度と比較しマイナス4千318万円、6.7パーセントの減となり、内容は高額医療費共同事業拠出金及び特定健康診査等に対する県の負担分と財政調整交付金でございます。

6款共同事業交付金は28億4千903万1千円で、前年度と比較しプラス1千309万5千円、0.5パーセントの増となり、これは高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る千葉県国民健康保険団体連合会からの交付金でございます。

7款繰入金は6億1千993万9千円で、前年度と比較しマイナス9千221万4千円、12.9パーセントの減となり、これは一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金は、前年度と同額の2千円で、これは存目計上でございます。

9款諸収入は3千802万6千円で、前年度と比較しプラス503万4千円、15.3パーセントの増となり、主なものは延滞金、第三者納付金でございます。

次に、歳出予算について、ご説明いたします。

22ページをごらんください。

1款総務費は4千383万5千円で、前年度と比較しプラス502万6千円、13.0パーセントの増で、これは保険制度準備事業システム改修648万円を計上したことによるものでございます。主なものは、保険税の賦課徴収に要する経費、千葉県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

2款保険給付費は67億1千587万8千円で、前年度と比較しマイナス1億1千807万円、1.7パーセントの減となり、主なものは保険給付費、診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費でございます。

3款後期高齢者支援金等は13億2千438万8千円で、前年度と比較しマイナス1億6千915万1千円、11.3パーセントの減となり、内容は後期高齢者医療制度への費用負担分でございます。

4款前期高齢者納付金等は175万5千円で、前年度と比較しプラス8万8千円、5.3パーセントの増で、内容は社会保険診療報酬支払基金への納付金の調整分でございます。

5款老人保健拠出金は、前年度と同額の4万7千円で、過年度精算分として1千円の存目計上及び精算に伴う事務負担金でございます。

6款介護納付金は6億1千395万円で、前年度と比較しプラス263万円、0.4パーセントの増で、内容は介護保険への支援分でございます。

7款共同事業拠出金は26億9千66万7千円で、前年度と比較しプラス4千368万3

千円、1.7パーセントの増で、内容は高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金でございます。

8款保健事業費は5千794万7千円で、前年度と比較しプラス104万3千円、1.8パーセントの増で、内容は特定健康診査・保健指導に係る経費及び人間ドック助成事業のほか、新規事業として脳ドック助成事業を計上しております。

9款公債費は、前年度と同額の300万円で、内容は一時借入金の利子でございます。

10款諸支出金は、前年度と同額の1千31万3千円で、内容は保険税過誤納還付金でございます。

11款予備費は、前年度と同額の500万円でございます。

歳出予算は以上でございます。なお、歳入歳出予算の詳細につきましては、287ページから304ページをご参照ください。

以上で、議案第17号、平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第18号、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の27ページをごらんください。

平成29年度当初予算の総額は、第1条で歳入歳出それぞれ5億2千110万2千円と定めるものでございます。前年度と比較しますとプラス1千741万円、3.5パーセントの増となります。

それでは、28ページをごらんください。

初めに、歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は3億8千829万8千円で、前年度と比較しプラス1千165万9千円、3.1パーセントの増となっております。

2款繰入金は1億2千693万2千円で、前年度と比較しプラス586万3千円、4.8パーセントの増で、内容は一般管理費や賦課徴収費分の事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金でございます。

3款繰越金は、前年度と同額の200万円で、前年度からの繰越金でございます。

4款諸収入は387万2千円で、前年度と比較しマイナス11万2千円、2.8パーセントの減で、主なものは後期高齢者医療過年度還付金、長寿・健康増進事業補助金などがございます。

次に、歳出予算について、ご説明いたします。

29ページをごらんください。

1款総務費は480万3千円で、前年度と比較しプラス16万9千円、3.6パーセントの増で、1項総務管理費のうち、主なものは郵送料、人間ドック助成費のほか、新規事業として脳ドック助成費を計上しております。2項徴収費は、保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は5億1千379万8千円で、前年度と比較しプラス

1千724万1千円、3.5パーセントの増で、これは後期高齢者医療広域連合への納付金で、市が徴収した保険料と、保険料軽減分に係る一般会計からの基盤安定繰入金の合計額を納付するものでございます。

3款諸支出金は、前年度と同額の150万1千円で、内容は保険料過誤納還付金及び還付加算金でございます。

4款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

歳出予算は以上でございます。なお、歳出の詳細につきましては、311ページから314ページをご参照ください。

以上で、議案第18号、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第19号、平成29年度八街市介護保険特別会計予算について、ご説明いたします。

33ページをごらんください。

平成29年度当初予算の総額は、第1条で歳入歳出それぞれ44億5千14万4千円と定めるものでございます。前年度と比較しますとマイナス3千97万2千円、0.7パーセントの減となります。

34ページをごらんください。

初めに歳入ですが、1款保険料は12億6千89万2千円で、前年度と比較しプラス1億178万6千円、8.8パーセントの増で、これは、第1号被保険者数の増加によるものでございます。

2款分担金及び負担金は180万円で、前年度と比較しマイナス3万6千円、2.0パーセントの減で、配食サービス事業利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金は8億2千504万6千円で、前年度と比較しマイナス2千236万3千円、2.6パーセントの減で、主なものは介護給付費等に対する国庫負担金、調整交付金、地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は11億6千72万9千円で、前年度と比較しマイナス2千655万2千円、2.2パーセントの減で、内容は社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

5款県支出金は6億1千952万7千円で、前年度と比較しマイナス7千256万9千円、10.5パーセントの減で、内容は介護給付費等に対する県の負担金、地域支援事業に対する県の交付金でございます。

6款財産収入は、介護給付費準備基金積立金利子として、前年度と同額の1千円を存目計上するものでございます。

7款繰入金金は5億8千39万5千円で、前年度と比較しマイナス1千150万2千円、1.9パーセントの減で、内容は介護給付費、地域支援事業及び事務費に係る市負担分と、低所得者介護保険料軽減による繰入金でございます。

8款諸収入は75万4千円で、前年度と比較しプラス26万4千円、53.9パーセントの増で、臨時職員保険料個人負担金が主なものでございます。

9款繰越金は、前年度と同額の100万円で、前年度からの繰越金でございます。次に、歳出予算について、ご説明いたします。

36ページをごらんください。

1款総務費は4千566万円で、前年度と比較しマイナス4千917万7千円、51.9パーセントの減で、これは介護施設等整備事業に係る地域介護・福祉空間整備事業補助金の減により、大幅に減少したものでございます。主なものは、保険料賦課徴収費、介護認定審査会費、介護認定調査費などでございます。

2款保険給付費は40億163万9千円で、前年度と比較しマイナス1億9千583万円、4.7パーセントの減となっております。

1項介護サービス等諸費36億6千18万円及び2項介護予防サービス等諸費3千846万3千円は、要支援・要介護認定を受けた方に係る介護サービス、介護予防サービスに対する給付費でございます。

3項高額介護サービス等費8千660万8千円は、介護サービスの自己負担額が負担限度額を超えたときに支給するものでございます。

4項高額医療合算介護サービス等費968万円は、世帯内で1年間の医療及び介護の両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。

5項特定入所者介護サービス等費2億357万3千円は、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、負担限度額を超えたときに支給するものでございます。

6項その他諸費313万5千円は、保険給付費に係る審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費は2億404万7千円で、前年度と比較しプラス1億902万9千円、114.7パーセントと大幅に増加しておりますが、これは介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、従来の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護が2款保険給付費から3款1項の介護予防・生活支援サービス事業費へ移行したことによるものでございます。

1項介護予防・生活支援サービス事業費1億3千841万2千円は、要支援認定を受けた方などに係る訪問型サービス、通所型サービスに対する経費でございます。

2項一般介護予防事業費529万8千円は、要介護状態になることを予防するための介護予防に要する経費でございます。

3項包括的支援事業・任意事業費6千2万9千円は、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス事業、おむつ支給事業などに要する経費のほか、新規事業として南部地域包括支援センターを開設するための経費を計上しております。

4項包括的支援事業費（社会保障充実分）18万3千円は、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援対策事業でございます。

5項その他諸費12万5千円は、介護報酬等審査支払手数料でございます。

4款基金積立金1億4千29万7千円は、介護給付費準備基金への積立金でございます。

5款公債費5千600万円は、千葉県介護保険財政安定化基金からの借りに伴う償還金でございます。

6款諸支出金は、前年度と同額の150万1千円で、保険料過誤納還付金でございます。

7款予備費は、前年度と同額の100万円でございます。

歳出予算は以上でございます。なお、歳入歳出予算の詳細につきましては、319ページから336ページをご参照ください。

続きまして、予算書の38ページをごらんください。

第2表債務負担行為につきましては、南部地域包括支援センター業務について、期間を平成30年度から平成32年度とし、限度額を9千762万円とするもので、これは本年10月にセンターを開設する予定でございます。

以上で平成29年度八街市介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（河野政弘君）

議案第20号、平成29年度八街市下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。予算書の41ページをごらん願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2千738万7千円に定めようとするものでございます。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、42ページ、43ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。なお、前年度と比較しますと986万3千円、率にしまして1.2パーセントの増となっております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、44ページの第2表地方債によるものとしております。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、定めるものでございます。

続きまして、42ページ、43ページの第1表歳入歳出予算をごらん願います。

最初に、歳入についてでございます。

1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金として514万4千円を計上しており、前年度と比較しますと124万3千円、31.9パーセントの増となっております。

2款使用料及び手数料につきましては2億4千207万6千円の計上で、前年度と比較しますと15万1千円、0.1パーセントの減となっております。このうちの1項下水道使用料につきましては2億4千192万1千円の計上で、前年度と比較して24万6千円、0.1パーセントの減。2項手数料につきましては15万5千円の計上で、前年度と比較して9万5千円、158.3パーセントの増となっております。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金として7千750万円を計上しており、前年度と比較しますと1千750万円、29.2パーセントの増となっております。これに

つきましては、大池排水区、三区38号線ヤナギヤ脇枝線整備工事及び雨水枝線整備工事に伴う上下水道管移設工事の増額に伴うものが、主なものであります。

4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金として2億7千831万1千円を計上しており、前年度と比較しますと2千325万2千円、9.1パーセントの増となっております。

5款繰越金につきましては、1項繰越金として、前年度と同額の500万円を計上しております。

6款諸収入につきましては955万6千円の計上で、前年度と比較しますと368万1千円、27.8パーセントの減となっております。このうちの1項延滞金、加算金及び過料につきましては前年度と同額であります。2項雑入につきましては、大池排水区の歩道整備工事負担金や、消費税及び地方消費税控除不足還付額が減額となっております。

7款市債につきましては2億980万円を計上しており、前年度と比較しますと2千830万円、11.9パーセントの減となっております。

続きまして、歳出についてでございます。

1款下水道事業費につきましては4億5千384万円の計上で、前年度と比較しますと3千771万円、9.1パーセントの増となっております。これにつきましては大池排水区枝線整備工事等の増及び公共下水道事業認可変更設計業務等の増が主なものとなっております。このうちの1項総務管理費につきましては1億7千371万5千円の計上で、前年度と比較しますと707万7千円、3.9パーセントの減。2項下水道建設費につきましては2億8千12万5千円の計上で、前年度と比較しますと4千478万7千円、19.0パーセントの増となっております。

2款公債費につきましては3億7千254万7千円の計上で、前年度と比較しますと2千784万7千円、7.0パーセントの減となっております。

3款予備費につきましては、1項予備費として前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、44ページ、第2表地方債をごらん願います。

起債の目的及び限度額につきましては、公共下水道事業1億2千190万円、流域下水道事業230万円、下水道事業特別措置分2千410万円、下水道事業資本費平準化債5千90万円、下水道事業公営企業会計適用債1千60万円と定め、起債の方法につきましては普通貸借または証券発行、利率につきましては5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、政府資金による場合についてはその融資条件により、銀行そのほかによる場合についてはその債権者と協定するものによるものとしております。なお、詳細につきましては、341ページ以降記載の八街市下水道事業特別会計予算に関する説明をご参照いただきたいと思います。

以上で平成29年度八街市下水道事業特別会計当初予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（金崎正人君）

議案第21号、平成28年度八街市水道事業会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条総則では、平成29年度八街市水道事業会計予算を次に定めるとしております。

第2条業務の予定量でございますが、給水件数を1万4千807戸、年間総配水量を413万4千586立方メートル、1日平均配水量を1万1千328立方メートルと見込むものでございます。また、主な建設改良工事といたしましては、配水管更新工事を3カ所予定しております。

第3条収益的収入及び支出でございますが、収入は、第1款水道事業収益11億4千547万9千円で、前年度と比較しますと5千868万円、率で5.1パーセントの増となっております。この内訳ですが、第1項営業収益は8億3千316万5千円で、その主なものは水道料金の給水収益です。第2項営業外収益は3億1千231万4千円で、営業対策費や広域化対策などの他会計補助金及び千葉県市町村水道総合対策事業補助金が主なものでございます。

続きまして、支出は、第1款水道事業費用10億1千869万1千円で、前年度と比較しますと1千836万6千円で、率で1.8パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業費用は9億4千569万2千円で、印旛広域水道用水供給事業からの受水費、大木及び榎戸配水場運転管理業務などの委託料が主なものでございます。

第2項営業外費用は7千199万9千円で、企業債利息償還金が主なものでございます。

第3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものでございます。

第4条資本的収入及び支出ですが、収入は第1款資本的収入7千976万円で、前年度と比較しますと2千618万8千円、率で32.8パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項企業債は5千980万円で、管路近代化事業に係る企業債です。第2項支出金は1千789万5千円で、広域対策に伴う一般会計からの支出金です。第3項工事負担金は206万5千円で、消火栓設置負担金でございます。

続きまして、支出、第1款資本的支出は3億3千385万9千円で、前年度と比較しますと7千447万8千円、率で22.3パーセントの減となっております。この内訳ですが、1項建設改良費は9千776万2千円、更新工事費などの施設改良費が主なものでございます。第2項企業債償還金は2億3千579万7千円で、企業債元金の償還でございます。第3項予備費は、30万円を計上するものでございます。

また、本条括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金並びに過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

2ページをお開きください。

第5条債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるもので、八街市水道施設運転管理業務委託に係る債務負担行為につきまして、次

表のとおり定めるものでございます。

第6条企業債でございますが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、平成29年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について、次表のとおり定めるものでございます。

第7条一時借入金でございますが、これは年度途中における収支時期の食い違いによる一時的な資金不足を補う短期的な借り入れの限度額を定めるもので、その額を1億5千万円と定めるものでございます。

第8条予定支出の各項目の経費の金額の流用でございますが、これは経費の流用をすることができる場合を営業費用、営業外費用と定めるものでございます。

第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、この経費といたしまして職員の給与7千487万8千円を定めるものでございます。

第10条他会計からの補助金ですが、これは営業対策費など、一般会計から補助金として受け入れるもので、その補助金額を1億1千419万7千円と定めるものでございます。

第11条たな卸資産購入限度額でございますが、これはたな卸資産の購入限度額を定めるもので、その限度額を1千460万3千円と定めるものです。

なお、5ページ以降に法令の定めるところの予算に関する説明資料として、平成29年度八街市水道事業会計予算実施計画書、平成29年度八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与明細書、債務負担行為に関する調書、平成29年度八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、平成28年度八街市水道事業会計予定損益計算書、平成28年度八街市水道事業予定貸借対照表を掲載してありますので、ご参照ください。

失礼しました。当初予算は平成29年度ということでございます。訂正をお願いいたします。

以上で、議案第21号、平成29年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小高良則君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小高良則君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

お諮りします。議案第16号は、18人の委員で構成する一般会計新年度予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計新年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

委員は配付してあります名簿のとおり、18名を指名します。

これからしばらく休憩し、一般会計新年度予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。

しばらく休憩します。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時10分)

○議長(小高良則君)

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告します。

一般会計新年度予算審査特別委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に林政男議員、以上のとおり決定しました。

議案第16号を、配付の議案付託表のとおり一般会計新年度予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

日程第7、休会の件を議題とします。

明日、18日から21日の4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小高良則君)

ご異議なしと認めます。18日から21日の4日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。本日の会議はこれで終了します。

2月22日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。2月21日午前9時から全員協議会を開催し、一般会計新年度予算事業費説明会を行います。

2月28日に、議案第16号を除く議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は、23日午後1時までに通告書を提出するよう、お願いいたします。なお、所属する常

任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、一般会計新年度予算審査特別委員会の集合写真を撮影しますので、演壇付近にお集まりください。

写真撮影終了後、経済建設常任委員会協議会を開催しますので、関係する委員は、総合保健福祉センター玄関前にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時11分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 議席の一部変更
4. 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会議員の選挙
5. 発議案の上程
発議案第1号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
6. 議案の上程
諮問第1号
議案第1号から議案第21号
提案理由の説明
諮問第1号
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
一般会計新年度予算審査特別委員会の設置、及び付託
7. 休会の件

-
- 発議案第1号 八街市議会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第1号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第2号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例及び（旧）八街市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当及び地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 市道路線の認定について

- 議案第10号 平成28年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第11号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 平成28年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第13号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第16号 平成29年度八街市一般会計予算について
- 議案第17号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第18号 平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第19号 平成29年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成29年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第21号 平成29年度八街市水道事業会計予算について